

Title	樋籠村とその周辺の治水問題：庄内古川を中心として
Sub Title	Embanking and draining at near Hiro-mura : chiefly of the Shonaifuru-kawa
Author	島崎, 隆夫 金丸, 平八
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1951
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.44, No.2 (1951. 2) ,p.101(21)- 116(36)
JaLC DOI	10.14991/001.19510201-0021
Abstract	
Notes	関東農村の史的研究(第一集)：武蔵国葛飾郡樋籠村 = Historical studies on the villages in the Kanto District (part I) 論説
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19510201-0021">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19510201-0021</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

雨期には常に氾濫する悪水がこの村に脅威をもたらしていた。そのため水損により年貢を未進し、耕地を手離すことを餘儀なくされた小農の數も恐らくは少いものではあるまい。このことは地主の土地集積のためには一つの好条件であるのみならず、かゝる洪水を防止するために行う治水事業の権利を掌握することによつて、地主は永く自己の權威を維持し得たであらうことも考えられる。そこで吾々は田中家の致富を考える上には、どうしてもこの悪水の問題、洪水がこの村にいかなる影響を興えたか、また田中家はそれに對してどのような立場をとり、いかなる對策をとつたか、等々について検討を加えてみる必要を感じる。

しかし洪水という一つの外部的条件からのみ田中家の膨脹を考えることはもとより不十分であつて、進んで田中家自體の經營の構造もしくは富の運營の方法といつた面にまで立ち入らねばならない。この點については史料の制約があるので全面的には明らかにしえないであらうが、例えばその一部として田中家の小作制度を問題にすることは可能である。年々の洪水による不安定な收穫のうち一定の小作料を間違ひなく確保するために、田中家は何等かの方法を講じていたであらうか。その際この地方一帯に存在する地守制度は何等かそのような意味をもつたものであらうかといつたことが考えられる。吾々はこのような觀點から、この村の歴史を彩る特殊問題として第一に洪水の問題、第二に地守小作の問題をとり上げて研究してみたいと思ふ。

## 樋籠村とその周辺の治水問題

— 庄内古川を中心として —

島崎 隆夫  
金丸 平八

既掲の地圖によつてこれを知ることが出来る如く、樋籠村は庄内古川と古利根川の二流の間にはさまれた一區劃内に存在し、用水路および悪水路がこの區劃を縦横につらぬいている。利根川は本村より約三里上流の權現堂川堤邊より大きく曲折して東流する。

利根川が現在の流路を略々とるに至つたのは文祿三年(一五九八年)以降のことと屬する。利根川は次第にその流路を東方に押しやり、ついに鬼怒川の流路を奪つて東流し、鹿島灣に注ぐに至つたのである。<sup>(註1)</sup> 本村及び下流の大江戸にしばしば洪水をもちきたらした「權現堂川」は、本村より約三里の地にあり、大利根の流が國界を南流し、權現堂村附近にて東南に屈曲しているところからその名を得たのであつて、この灣曲部は水勢特に激しく、治水のため大堤が構築されていた。その中長さ五〇〇間は高さ一丈八尺であつて最も堅固に造られている。<sup>(註2)</sup> この權現堂川堤の決壊が幾度かの大洪水の端緒となつたことは周知の事實に屬する。<sup>(註3)</sup>

吉羽・木立・惣新田等を経て、關宿に達し、庄内領中を斜に南流し、六里餘、二郷半領丹後村より松戸・市川・今

井の渡を経て長島村、堀江村との間に海に注ぐ一流は、關宿より下流を江戸川と稱している。この川は古くは現在の庄内古川筋を流れていたものであるが、後年水流を改め今の江戸川の流路を取るに至つたものである。<sup>(註4)</sup>  
庄内古川は古は江戸川の一流であり、大河であつたが、中古以來水流やゝおとろえ、既に正保の國圖には「古川」と記せられ、江戸川の支流としての地位を失なつていた。本川の下流は江戸川に注いでいる。享保年中水利を考え、「上内川村」の附近で庄内古川は江戸川に落し入れられていたが、後年二合半領加藤村まで疏通工事を、寛政十二年(一八〇〇年)さらにその下流への疏通工事が實施されたことにより、今のごとく丹後村の東で江戸川に合流せしめられたのである。<sup>(註5)</sup> 本川は樋籠村の東側を流れ、洪水の場合には下流よりの逆水と相まつて、堤が破れ、この地方に度々の浸水をもたらした。特に本川の治水上關係の深い川である。

本川の西側を流れている古利根川は、萬治三年(一六六〇年)以來次第に水あせ、流も著しく狭くなり、享保年間下流に琵琶・松伏の兩溜井が完成されるに及び、松伏より上流は全く用水堀となり、それより下流が古利根の面影を止めている状態となつた。<sup>(註6)</sup> 琵琶溜井は萬治三年の構築であつて、埼玉郡、新方領、足立郡、淵江領、名古田領、及び葛飾郡、幸手、松伏、二合半、葛西等十ヶ領の用水となつていた。松伏溜井は松伏村と増林村との間で古利根川に堰枠を設け、上流八丁目村と埼玉縣粕壁宿の邊まで凡そ二里餘の間を稱して「うら」であつて、本地方の用水路であつた。「葛西拾ヶ領用悪水落繪圖」<sup>(註7)</sup>によれば、右の諸川の外に、直接本川と密接な關係を有する用悪水路は、南側用水、倉松落、安戸落、神扇落である。

以上の如き樋籠村周邊の河川・用悪水路の状態よりして、度々の洪水の來襲が豫想され、特に「治水」の問題が本地方の農村事情を理解する上に極めて重要であることが考えられる。

(註1) 栗原良輔著、「利根川治水史」昭和十八年、一四六頁。

(註2) 大日本地誌大系第五卷、「新編武藏風土記」三八〇頁。

(註3) 権現堂川堤の決潰は大江戸洪水の代名詞ですらあつた。寛永元年以來弘化三年まで、堤防の決潰は一七回の多きに及び、その度毎に江戸は大洪水に見舞われている。明治八年築堤し、その名を「行幸堤」とし、さらに明治二十六年八百餘間の大修築をなした。利根川の難所である。これに關しては左記の書を参照。

「利根川洪水史」。

根岸門藏著「利根川治水考」明治四一年。

吉田東伍著「利根川治水論考」。

吉田東伍著「刀禰川誌」。

「埼玉縣の治水と開墾」埼玉史談、六卷二・三號(昭和九年十一月—昭和十年一月)。

「利根川洪水」歴史公論、四卷十一號(昭和十年十一月)。

木村靖三著「権現堂川慶川始末」社會經濟史學、四卷四號(昭和九年七月)。

赤松宗且著「利根川圖志」(岩波文庫)昭和三年。

西崎 正著「徳川時代に於ける農業水利の權利關係」國家學會雜誌、四十一卷、二・三・四號(昭和二年二・三・四月)。

土木學會編「明治以前日本土木史」昭和十一年。

(註4) 「大日本地誌體系第五卷、新編武藏風土記稿」卷三・二十、三八〇頁。

(註5) 同右 三八一頁。

(註6) 同右 三八一頁。

(註7) 野村兼太郎教授所藏。

樋籠村周囲の地方にほとんど年々來襲した水害は洪水の姿は次の如く要約し得よう。第一は、大根権現堂川堤の決潰によつて導かれた大洪水である。上流利根川の増水が灣曲部なる権現堂川堤を押し破り、切所をつくり、そこより一舉に木村周囲をおそらばかりでなく、下流遙か遠く江戸にまで及ぶものである。寛永元年(一六二四年)以來弘化三年(一八四六年)までの間に権現堂川堤の大なる決潰は一七回の多きに及んでいる。<sup>(註1)</sup>

第二は上流大根の増水を發し、木村周囲の庄内古川、古利根川等の河川の堤の決潰によつて、おそつて來る洪水である。この洪水の數はおびたゞしいものであつた。従つてこの浸水はこの地方の人々にとつて年々苦痛の種であつたと想像される。<sup>(註2)</sup>

第三は江戸川の増水を通じ、江戸川に注ぎ入つてゐる庄内古川の水はけが悪くなるばかりでなく、下流より「逆水」が上流に押し上げられて來ることによつて起る上流一帯の一大湖水化―冠水―である。かかる形式の洪水は度々來襲したのであつて、「庄内古川マテ逆水押上ケ左右堤溢レ」という有様であつた。<sup>(註3)</sup>

以上の相異なる原因によつて導かれた洪水がこの地方に與えた影響は、それぞれ異つていた。場合によつてはこの三つが相重なりあることもあり、被害は益々甚大なものとなつた。特に第一の場合の洪水は、この地方の人々にとつては所詮「手に負えぬもの」であり、積極的防禦の手段などは考えられず、たゞ一時も早く減水することを望むのであつた。従つてこの種の洪水には全く消極的な態度をとらざるを得ず、人々はより大なる「力」による治水に期待する以外何等途のないことを知つていた。しかしながら、第二、第三の洪水、特に第三の洪水の場合には、努力と方法とが適當に結合されたならば、その被害を全面的に防止し、もしくは最少限に止め得るということからして、積極的、能動的にこれに對處し得られたのである。この二つの態度の根底には、制度的制約や技術的制約等種々な制約が存在

していたのであるが、後者の場合には、一定の條件の下では「何とかなるもの」であり、従つて、「何とかせねばならぬ」ものでもあつた。それ故、この地方の人々の關心は、主として後者の洪水對策に注がれたのである。

第二の場合の洪水に對しては庄内古川の流れがとどこおりなく流れるための「庄内古川藻荇丁場」の設定による藻荇の實施、築堤工事があげられ、第三の場合の洪水にたいしては逆水の逆流防止の「逆水除樋」の構築、庄内古川落口の疏通工事があげられる。

こゝで特に注意を要することは、この地方が「低地」であることから、「八丁目、樋籠、新川、不動院野之四ヶ村之義者全體窪地ニ御座候所先月中旬ヨリ段々霖雨打續耕地満水仕殊ニ」<sup>(註4)</sup>云々の記録にある如く、霖雨が少し打ち續くと洪水にならずとも耕地はしばしば水面下に没し去るといふことである。従つて、排水施設は人々の生活にとつて必須の條件であり、第二の場合の洪水のごときは、積極的防禦の手段の無いこの地方では、素早く減水を行うために排水施設の完備が最も効果的であつた。この處置は庄内古川を利用して遂行し得たのである。それ故、庄内古川を利用する治水事業が、此地方の人々にとつて唯一の活路となつた。それはまた地主經營の成立にとつても重要な關心事であつた。<sup>(註5)</sup>

田中家が土地集積を一應完了して大地主として現れて來たのは享保年代であつた。同家は治水事業の中心として以後幕末に至るまで活躍して行つたのであるが、吾々は以下においてこの地方の治水事業のあり方と田中家との關連を考察して木村周囲の農村事情理解の鍵を見出さんとする。

(註1) 前節の「註2」参照。

(註2) 洪水については「明治以前日本土木史」五一六頁「水害年次」参照。坂卷家文書、田中家文書中の「・・自普請願書」

樋籠村とその周囲の治水問題

「・・・以伏替御願書」等には洪水の苦痛の旨が記されている。

(註3) 嘉永五年(一八五二年)「庄内古川逆除門樋御線上ヶ願書」寫、(坂巻家文書)。

(註4) 明和九年(一七七二年)「乍恐以書付御訴訟奉申上候」、(坂巻家文書)。

(註5) こゝに古利根川も當然排水施設の一環として考えられるのであるが、古利根川を利用して排水等を行なうことは何故か餘り試みられていない。又これに關する資料も全然手の中にない。従つてここでは、考察の対象から除外した。古利根川が早くより河川としての利用價值を減少したとは考えないのであるが、あるいはその流路・方向等がそれに適さなかつたのではあるまいか。

三

田中家と治水事業との關係を考察するに當つて、吾々が利用し得る所謂水に關する資料は三〇〇點を下らないが、享保期以前に屬し直接治水に關すると思われるものは遺憾ながら全然存在しない。即ち利用しうる資料は享保期以後のものに限られている。先づ幸松村字八丁目坂巻家に現藏されている嘉永五年の「加藤村門樋御線上御伏替願書」と題する一資料の一部を掲げる。

「……武藏下總兩國五ヶ領組合惡水落字庄内古川之儀高四萬貳千五百石餘之惡水落ニ御座候處往古者今上村ニ而

江戸川と落合年々田畑如瀨水相成耕作一切出來不申只漁業而已相稼年來時日ヲ送り追々退轉離散者出來候ニ付右

ヲ深ク相歎キ私ヨリ七代前又兵衛外三名享保度今上村ヨリ加藤村迄堀繼奉願上候處願之通被仰付水難相遁候ニ付右

四人之者迄爲御褒美……」(傍點筆者)

即ち庄内古川は享保期以前にあつては上、下内川村地先において江戸川と落入つており、その落合口には何等の防

水設備―樋―が無かつた。このために、度々逆水の來襲をうけ、庄内古川周辺の農村は年々その田畑に洪水が起り、耕作は出來ず、離散する者すら出す有様であつた。第一論文に述べられているように、樋籠村は享保度においては既に村落としての内容を整えていたものと推定されるが、右の文書は田中家を中心とする治水事業の開始がこの村に一應の安定をもたらしたことを語つてゐる。然し同家の出現によつて初めて治水事業が始められたと考えることは早計であつて、既述の琵琶・松伏兩溜井の他に「葛西拾ヶ領用惡水落繪圖」によれば、樋籠村に關係深いものとして、南側用水・倉松落・安戸落・神扇落等が既に存在していたことを知ることが出来るのである。ただ樋籠村における田中家の出現は、樋籠村周辺の治水事業に一つの核を形成したものだといひ得るのであつて、事實、この享保期以降この核を中心に幾多の治水事業が遂行されて行つた。

享保期の田中家は既に地方の一大地主となつていた。同家がこの期に至るまでに相當の土地集積を實施した過程を語る資料は、直接水に關する資料中には見當らないが、恐らくその土地集積は前掲文書が暗示しているところによつたのではないかと思われる。即ち年々の洪水による農民の困窮、これを重要な一因として土地を質入する彼等よりの土地の集積、換言すれば高利貸的金融のいとなみによつて行われたものとほゞ想像出来るのである。ともあれ享保期における田中家は相當の經濟的實力を備えた大地主であつた。享保期のみで、二四口、約一〇兩の貸付金とその擔保物件(主として土地)を考へるとき、その經濟力の規模はかなりのものであつたとの推測を下し得る。恐らく享保期―天明期は、同家の隆盛期に當つていたのであろう。第一論文に見る如く、天明八年(一七八八年)その持高は九〇〇石の多きに達している。當時田中家の所有經營する土地は樋籠村周辺の地域一帯にひろがり、年々來襲する洪水は田中家自身の土地を荒廢せしめる恐れあるものであつた。従つてこの洪水を最少限に防止し、水損を減少せしめること

が、田中家の土地經營の上に極めて緊急事業となつていつたのであり、他方この時期に至つて既に相當の經濟的實力を蓄積し得た同家は、自普請の主導者として、種々の治水事業遂行の主體たることが出来たのであつた。かくて、田中家はそれまでその土地集積の一方となつていた治水事業を、爾後は、自己の所有地を保護しこれを豊沃にするために行うに至るといふことも出来よう。右にかゝげた資料によつてうかがうことが出来るように、享保末年に田中又兵衛は他の三人の名主と共に、庄内古川の江戸川への落合をしめ切り、内川村より二合半領加藤村までの庄内古川堀

繼大工事を願ひ出、一里餘に亘るこの大工事を完成した。これによつて水難は相當程度減少するに至つたのである。この間、庄内古川の堀繼と併行して、庄内古川藻刈を目的として「庄内古川藻刈丁場」の設定、その組合の形成が行われた。これは庄内古川の水行を良好に保ちその治水を完備するためのものである。享保一八年丑八月(一七三三年)の「武州、總州境古川藻刈丁場割請證文」によると、幸手領神扇落・惣新田落堀の落合より下流二合半領加藤村江戸川落合までの長さ一二、八二〇間の地を幸手領、庄内領、松伏領、惣新田領四ヶ領の村に高一〇〇石に付三〇間餘の割合を以て、惣新田領三ヶ村には五七四間五尺四寸、幸手領四六ヶ村には六、六二二間三尺、松伏領五ヶ村には六一六間二尺六寸、庄内領二三ヶ村には五、〇〇七間の區間の藻刈丁場を割當て、藻刈を実施する組合を設立した。この藻刈丁場の負擔は決して軽いものではない。のみならずその負擔は直接利害關係を有せぬ村々にまで廣く及んでゐたが故に、これを嚴格に維持して行くためには相當の困難が潜在してゐた。従つて約四〇年後の安永四年(一七七六年)に至ると「……打續凶年ニ而組合村々困窮仕勿論右場所(藻刈の場所—筆者註)三里ヨリ拾里迄相隔リ候重役ニ而百姓相勤ニ難相成他領雇人足ヲ以仕立候ニ付……段々惡水落不申……」という状態に陥り、遂には「……皆御入用ヲ以蟲食御普請ニ被爲仰付被成下様……」に四ヶ領——庄内領・松伏領・幸手領・惣新田領——から願ひ出る有様となつた。

右は享保期までの直接庄内古川の治水事業と田中家との關係であるが、木村周邊と特に密接な關係にある惡水落—神扇・安戸兩惡水落をめぐつて、享保一六年(一七三一年)に紛争が惹き起されてゐる。これは過ぐる元祿一五年(一七〇二年)兩惡水落に「底坎」を附する普請を行つた際、その工事費の負擔に關し幸手領御料一三ヶ村と、所謂「安戸落組合御普請人足諸色難澁村々」一六ヶ村、「神扇落組合御普請人足諸色難澁村々」六ヶ村——後二者は幸手領私領村々である——との間に、私料・御料の對立も絡んで訴訟事件が起きたが、當時これは結局「組合普請」といふ形で一應の解決を見たのであつた。然るに享保一六年には、この事件をあかき蒸返すが如き形で再び訴訟がなされてゐるのである。即ち、神扇・安戸兩惡水落に「逆水坎」を伏せる普請に關し、私領である外野村外二ヶ村(主として、庄内古川・古利根川上流地帯の村々で、兩惡水落に關する利害關係は著しく稀薄な地帯の村々)が、普請費用である人足・諸色の割當を拒否してしまつた。従つて樋籠村外一三ヶ村は、元祿の例を以てその不當を責めたのであるが、遂にその解決は兩者の話し合によつてはつきり得なかつたのである。<sup>(註9)</sup>

かかる諸普請の負擔に對する各組合の不滿・對立とは異り、惡水落の「坎の切り方」乃至「惡水の落方」に關する争いも亦少なくなかつた。明和元年(一七六四年)における、八丁目村・樋籠村・新川村と不動院野村との出入は、その一つである。これは單純な「惡水落口」に關する争いではあるが、この事件において田中家は相當な役割を演じてゐるように思われる。即ちこの時の訴狀の後書きに「……右惡水落方之儀先延享五辰年……不動院野村ヨリ申出及出入ニ候處ニ樋籠村又兵衛取扱……内濟仕候、……寛延三年六月中……不動院野村ヨリ相願申及出入ニ候得者是茂右又兵衛取扱……」と田中家の役割を述べてゐる。この明和元年の紛争においても田中又兵衛は事件解決の重要な相談

役となつてゐた。<sup>(註10)</sup>

かくて享保——天明の期間には、庄内古川に對しては勿論、その周邊の用悪水落に對しても諸設備が施され、且つそれを維持する組織も一應の完成を見たようである。しかしながら、かかる治水への努力にも拘らず、その後もしばしば洪水に見舞われ、諸設備の破損・改築・新設等も度々行われなければならなかつた。この間田中家は概ねその中心となつて動いていたようである。前記諸文書の外に、田中家が中心として行つたと思われる諸普請の願書「……自普請願書」の類は、この期間のみで四一件に達している。更に、主としてこの事業に使用したと思われる金額——勿論その総額は知る由もないが——は四〇〇兩を下らなかつた。これと並んで同家は、依然として土地を擔保とする貸借を行つており、元文—延享の間に少なくとも一〇件、金額七五兩、寛延—明和—天明の時期に少なくとも四〇件、金額五五〇兩の貸借を行つてゐる。<sup>(註11)</sup>そしてその中の多くが年貢支拂に差支えたことを理由にしてはいるが、眞の原因は、洪水—不作の故に質流れとなつたものである。しかし、この他方において、田中家はこの時期までに他より借金する必要のあつたことも亦事實であつた。治水事業の如き大工事のためにもこれは必須であつた。残存資料は多くないが、他より田中家が借金せる證文四通、金額合計四〇〇兩のものが残つてゐる。

(註1) 今上村は現在の野田町の南約二軒、梅郷村内に在る。

(註2) 「私」とは嘉永五年の田中家當主又兵衛をいう。

(註3) 加藤村は今上村の南方(下流)約二軒、現在の三輪野江村内に在る。

(註4) 上内川村、下内川村は、今上村の略々東方(上流)約二軒、現在の旭村内に在る。

(註5) この計算の基礎は享保年度の日附を持つか、或はそれと確認し得る借金證文及び各種覺えである。故に確認するまでには至らないがこの期に屬すかもしれぬものはこの外に甚だ多い。

(註6) 寫(坂卷家文書)。

(註7) 安永四年「乍恐以書付奉願上候」(坂卷家文書)。

(註8) 同前。

(註9) 享保十六年八月十三日。「乍恐以書付御訴訟申上候」享保十六年亥四月、「差上申一札之事」(坂卷家文書)。

(註10) 明和元年「乍恐以書付御訴訟奉申上候」(坂卷家文書)。

(註11) 計算の基礎は註5に同じ。

#### 四

天明度に入るや、淺間山の爆發(天明三年七月)(一七八三年)を契機として庄内古川は再び改修の運命に見舞われた。淺間山の降らした焼砂は、上流よりの土砂の流入と相俟つて江戸川の「川床」を高め、そのため庄内古川の江戸川への水落が悪くなり、田中家の人々をして「享保期以前ノ状態ト」なつたと歎かせる状態に變化せしめたのである。従つて庄内古川は最早や悪水落としての生命を失ない、庄内古川は彼等を護るところか危険な存在とすらなるに至つた。更に、見沼新田の開発はこの地の排水に一層の困難を加えた。この間幾つかの修築が試みられた。まず「窪地村々……不作水腐家店迄水押入難儀仕……手餘り地退轉百姓モ出來御田地亡所仕候間……」<sup>(註1)</sup>と、遂に名主である田中家を中心として、庄内古川の江戸川への落合地を下流に押下げることを願出で、許可され、大工事を實施した。この加藤村より二合半領丹後村迄の堀繼普請は天明八年(一七八八年)に完成し、ここに庄内古川は漸く悪水落としての機能を復活することが出来たのであつた。これに力を得、更に、庄内古川の排水を完全にするため、寛政度に入ると、その堀繼の幅を八間に擴げることとを企劃・實施した。<sup>(註2)</sup>この工事によつて、庄内古川の悪水落としての機能は著し

く増大し、庄内古川の水落がよくなつたのである。

然しながらこれ等の努力にも拘らず、洪水の脅威は一向に減ずる様子を見せなかつた。ここにおいて講じた手段は、庄内古川の堀繼幅を寛政度の八間より十四間に擴大する工事である。即ち文化七年(一八一二年)上下庄内領・小金領の御料・私料の組合村々が、代官野田源五郎役所宛に拜借金を爲し、自普請でこの擴張工事を行つた。然し「三年増右焼砂(淺間山爆發による焼砂——筆者註)押來近年江戸川格別床高相成毎年出水之度毎庄内古川マテ逆水押上左右堤溢連老若之無差別罷出精々相防候得共年々水腐打續困窮仕……」有様であり、しかもその状況は天保度に入ると一層激しいものとなつて行つた。もはや單なる堀繼乃至堀幅の擴張のみでは、かかる事態を救うことが至難である。天保六年(一八三六年)の水損總高はこの地方周邊のみで約二〇、〇〇〇石、同七年(一八三七年)には三三、〇〇〇石餘に増大した。かくては「御取箇辻」も減少し、農民の苦難は言語に絶するものがあつた。このまま放置するならば、農民の逃散・退轉はいうに及ばず、田中家の衰亡も亦必至である。従つてこの水損より遁れるための努力は全てのものに優先した。かくて天保八年(一八三八年)二合半領丹後村よりさらに下流の小金領古ヶ崎村まで堀繼を行ない、その落口には新規に「逆水除門樋」を建造することを願ひ出た。この「御救御普請」に當つて、田中家はその費用の一部金三〇〇兩を冥加金として上納している。工事は明樂飛騨守が勘定奉行に在勤中許可となり、天保九・一〇兩年(一八三九—一八四〇年)に亘り繼續、遂に竣工した。堀繼の長さ二、〇〇五間と新規の逆水除門樋とは完成し、これによつて、この地帯の人々の受けた利益には莫大なものがあつた。然し、吾々はこの事業に對して田中家の凄じいまでの熱意を見落してはならない。勿論工事費用は各組合に割當てられた。<sup>(註5)</sup>然るに田中家は前記三〇〇兩の外に、(樋籠村)名主見習宗太(又兵衛の子)名儀で、公儀より天保九年(一八三九年)三・四・五月の間に二、八四〇兩を拜借し、それ

を悉く工事に投入しているのである。のみならず、工事の開始された天保九年から弘化三年(一八四六年)までの間の残存資料によると、田中家が他に貸金をした證文はわずか三口金額一三五兩のみであるが、他方田中家が他より借り入れた證文は、一三口金額一、七八〇兩の多きものほつてゐる。これがすべて治水工事に充てられたと即斷することは出来ないが、少なくとも田中家にとつて治水事業の負擔が決して軽いものではなかつたことは理解されよう。

田中家が天保九・一〇年の工事に巨額を消費せざるを得なかつた他の理由は、組合の存立が不明確であつたからでもあつた。それ故工事完了後の治水の管理一切は田中家に委ねられた。即ち天保九年より弘化三年に至る九年間は、同家がこの老大な悪水落を管理して行つたのである。それは同家にとつて甚だ重荷となつた。たとえこの管理掌握が利益をもたらすことがあつたとしても、その利益は重荷によつて失なわれてしまふものであつた。事實、この九年間に亘つて田中家は、總額にして金五八八兩、永一・一〇貫一七八文八歩、銀二四九兩四分、錢一一六貫八七八文を立替へなければならなかつたのである。<sup>(註6)</sup>若しこれに所謂立替物をも加えたならば、その額は老大なものとなるであろう。かかる負擔に田中家は何時までも耐え得られなかつた。弘化三年石河土佐守奉行所の下に八三ヶ村を以て組合が結成された時、<sup>(註7)</sup>田中家は直ちに立替金の返済を願ひ出た。そして翌弘化四年(一八四七年)御普請役菊名仙之丞が、樋籠村を始めその支配下の村内を巡廻した際、右九年に亘る田中家の立替金は各組合が年賦で支拂うことに定めた。これと同時に右の菊名は、庄内古川の藻刈丁場を調査して、新たに組合に割當を行なつてゐる。然るに田中家に對する處置も、各組合間における負擔金に關して混亂を生じ、組合間の示談による解決は遂に不成立に終つた。それは、天保九・一〇年の工事で降田中家が立替えた金額八七〇兩餘のうち二七〇兩はそれまでに返済されており、殘額六〇〇兩の年賦負擔金の問題となつたのであつたが、組合の混亂は、右金額は勿論、川筋管理に必要な諸費用支出に對して



すら不承知を表明する有様であつたのである。若しかかる組合の態度が許されるとしたならば、「川筋高埋之場所浚瀬割門樋共破損修覆等一切難相成」とのため田中家が代々その身命を抛つて努力したことは何等の効もなくなる。また普請に對する農民の努力も亦空しくなり、田地の相續さへ出来なくなるのは明らかであつた。ここにおいて田中家は、菊名仙之丞に對し、右の理由を以て、「……五拾三々村之もの共江罷出右川筋(庄内古川筋を指す—筆者註—)進退諸入用未年刻賦之帳面差出高埋之場所浚瀬割門樋共破損修覆仕御田地永續相成様……」願ひ出ている。<sup>(註9)</sup>

田中家が組合の確立を希つたのはひとりかかる理由に出でたのみではなかつた。何よりも同家としてはその立替金を請求すべき相手が欲しかつたのである。然るにその希望にも拘らず、同家の願が具體的な形をとらないうちに、嘉永二年(一八四九年)には加藤村の門樋より二〇町餘上流に在る江戸川通深井新田地先に切所が出来、その水は庄内古川に逆流となつて押寄せて來た。そして幸手領大塚村・下庄内領金杉村の間の土地は、瞬時にして水底に没してしまつたのである。更に翌嘉永三年(一八五〇年)には、江戸川通平方新田に切所が出来、前年と同じ経過を辿つて庄内古川に押寄せ、大塚村及び庄内領魚沼村に切所が生じ、村々は床上四―五尺の洪水に見舞われ、田畑皆水腐れとなつて農民の困窮には甚しいものがあつた。しかも、この兩年の洪水によつて、逆水除門樋は大破損を蒙つたのである。かかる状態の中にあつても、組合が混亂していたために、門樋普請等の願出は不可能であつた。従つて前記門樋の如きも破損のまま放置され、遂に農民は離散するようになって行つた。加うるに、嘉永五年(一八五二年)にも又々大洪水に見舞われる危険にさらされた。こゝにおいて、組合もようやく示談を成立せしめる氣運を生じ、この嘉永五年には再び治水への介意を示して來たのであつた。<sup>(註10)</sup>

いまこの期における組合の混亂の原因を考えてみると、結局田中家の立替金返済問題が大きな部分を占めていたのであろう。六年もの後に至つての示談成立は従つて、組合村々が返済能力を持つたが故になされたのではなくして、打續く洪水のために謂わばどうにもしようがなくて成立した感が深い。しかも田中家へのこの返済金が恐らく未拂に終つたであろうことは、幕末に至り田中家が衰亡の一途を辿つた事實からこれを推測することが出来るのである。

(註1) 天明八年「乍恐以書付奉願上候」(坂卷家文書)。

(註2) 寛政五年「庄内古川加藤落合ヨリ丹後村迄堀繼一件」(坂卷家文書)。

(註3) 文化七年八月「庄内古川自普請金拜借證文」下書、(田中家文書) これによれば、樋籠村の拜借金は三九兩永一二六文八分であり、返済有限は一〇ヶ年拂である。返済方法としては、未年のみ三兩永六文八分であつて、以降は二兩二分永一八〇文となつてゐる。

(註4) 嘉永五年「加藤村門樋御線上御伏替願書」(坂卷家文書)。

(註5) 二、五〇〇間は各組合にて、百姓役一〇〇石に付金一六兩二分朱を差出すことになつてゐた。

(註6) 弘化四年「庄内古川諸出金立替物取調書上帳」(田中家文書)。

(註7) 嘉永五年「御普請役菊名仙之丞様江差出候願書」下書、(田中家文書)。

(註8) 弘化四年「庄内古川新堀筋立替金領々村々高割出金差出願書」寫、(田中家文書)。

(註9) 註7に同じ。

(註10) 註4及び嘉永五年「庄内古川逆除門樋御線上ヶ願書」(田中家文書)下書。

## 五

以上庄内古川に關する治水事業の一端、特に庄内古川の江戸川への落合堀繼、門樋構築の歴史を略述したのであるが、これよりしても、この庄内古川治水事業において田中家が極めて重要な役割を果していたことを窺い得るのである

う。田中家は、庄内古川治水事業遂行における中核であり、一つの主體であつた。しかも同家が地主であつたことは、同家を主體とする治水事業に、特色と限界とを與えたのである。即ち田中家は享保度に庄内古川の堀纏・門樋の構築によつてこの治水の分野に現われたのであるが、それはその集積した土地を經營し、その所有地を維持する上に、この地方一帯の治水事業が緊急缺くべからざるものであつたからである。とくに天保一弘化年間における異常とも見える治水工事への努力は、地主としてその所有地保護に狂奔する姿でもあつた。然しながら積極的に治水事業を遂行しても、なお耕地の安全は確保出来なかつた。そこでこの地方一帯にある「地守制」が田中家土地經營の上に取り入れられたのであつた。そして根本的には田中家の土地經營、さらには農家經營それ自身の變質が考えられるのであるが、直接的には、田中家のなした治水のための莫大な立替金の返却を受けることが不能となるや、田中家は以前の規模での土地所有を維持する事が出来ず、遂に衰退への途を歩まねばならなかつたのである。

田中家が「水」によつて富を累ね、「水」によつてこれを維持して行きながら、遂に「水」と共に倒れたといふことは、恐らくい過ぎであらう。吾々は同家の發展と衰退との歴史の導因を「水」にのみ求めようとするのではない。然し少なくともその極めて重要な一因が、ここにあつたことは見逃し得ないと考えている。

## 樋籠村の土地問題

— 地守制を繞つて —

宇治順一郎  
新保博

既に第一論文において指摘されたところであるが、元祿以前に關する若干の資料から見ても、田中家はこの村の本百姓から擡頭したのではなく他地より來住したものであり、しかもその時には既にかなりの實力を有していたと考へる。即ち既述の寛永一四年(一六三七年)「樋籠新々田御檢地帳」は部分的資料に過ぎないが、これに田中家の名らしいものは見當らない。他方本村最古の文書である寛永二〇年(一六四三年)のものによると、又兵衛ほか二人で大塚村の孫右衛門地を二一兩一分で買つてゐるが、又兵衛の名が田中家代々の襲名したものであり、且つ本文書が田中家に所藏されていた點からして右の又兵衛は同家の祖であるにも拘らずその肩書の村名は樋籠村ではない。<sup>(註1)</sup>田中家がこの村の資料に初めて名を現わすのは寛文三年(一六六三年)においてであり、幸手之内樋籠新田の名主田地屋敷二町二反二畝四歩を五年季二八〇兩で質に取つてゐる。<sup>(註2)</sup>田中家がこの時直ちにこの村に來住したか、また名主となつたかは不明であるが、以後の諸資料に散見するところではすべて柳原村又兵衛となつており(柳原は樋籠の古字名である)、特に天和二年(一六八二年)に八丁目新田の半右衛門から三反十五歩の土地を柳原村名主百姓二四人で三年季一二兩の質物